

第103期中(平成19年9月30日現在)中間貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	79,860	預 金	1,017,855
コ ー ル ロ ー ン	45,230	借 用 金	12,787
買 入 金 銭 債 権	50	外 国 為 替	18
商 品 有 価 証 券	19	社 債	6,000
有 価 証 券	128,149	そ の 他 負 債	3,101
貸 出 金	816,985	賞 与 引 当 金	318
外 国 為 替	370	役 員 退 職 慰 労 金 引 当 金	81
そ の 他 資 産	5,799	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	68
有 形 固 定 資 産	11,128	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,948
無 形 固 定 資 産	711	支 払 承 諾	12,917
繰 延 税 金 資 産	9,893	負 債 の 部 合 計	1,055,097
支 払 承 諾 見 返	12,917		
貸 倒 引 当 金	13,810	(純 資 産 の 部)	
投 資 損 失 引 当 金	75	資 本 金	28,000
		利 益 剰 余 金	8,927
		利 益 準 備 金	683
		そ の 他 利 益 剰 余 金	8,243
		繰 越 利 益 剰 余 金	8,243
		自 己 株 式	72
		株 主 資 本 合 計	36,854
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,318
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,958
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,277
		純 資 産 の 部 合 計	42,132
資 産 の 部 合 計	1,097,229	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,097,229

平成19年4月 1日から

第103期中

損益計算書

平成19年9月30日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	14,116
資 金 運 用 収 益	10,260
貸 出 金 利 息	9,113
有 価 証 券 利 息 配 当 金	921
役 務 取 引 等 収 益	2,468
そ の 他 業 務 収 益	616
そ の 他 経 常 収 益	771
経 常 費 用	12,079
資 金 調 達 費 用	1,866
預 金 利 息	1,521
役 務 取 引 等 費 用	1,091
そ の 他 業 務 費 用	26
営 業 経 費	6,842
そ の 他 経 常 費 用	2,252
経 常 利 益	2,037
特 別 利 益	250
特 別 損 失	122
税 引 前 中 間 純 利 益	2,164
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13
法 人 税 等 調 整 額	187
中 間 純 利 益	1,962

中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成 19 年 3 月 31 日残高(百万円)	28,000	0	0
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当(注)			
中間純利益			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
土地再評価差額金の取崩			
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)			
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)			
平成 19 年 9 月 30 日残高(百万円)	28,000	0	0

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成 19 年 3 月 31 日残高(百万円)	318	8,469	8,787	63	36,723
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	365	2,195	1,829		1,829
中間純利益		1,962	1,962		1,962
自己株式の取得				9	9
自己株式の処分		0	0	0	0
土地再評価差額金の取崩		7	7		7
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)					
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	365	225	140	9	131
平成 19 年 9 月 30 日残高(百万円)	683	8,243	8,927	72	36,854

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成 19 年 3 月 31 日残高(百万円)	5,456	1,966	7,423	44,146
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)				1,829
中間純利益				1,962
自己株式の取得				9
自己株式の処分				0
土地再評価差額金の取崩				7
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	2,138	7	2,145	2,145
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	2,138	7	2,145	2,014
平成 19 年 9 月 30 日残高(百万円)	3,318	1,958	5,277	42,132

(注) 平成 19 年 6 月の定時株主総会における決議項目であります。

中間貸借対照表の注記

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～50年
動産	2年～20年

なお、平成 19 年度税制改正に伴い、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。

また、当中間期より、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を 5 年間で償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しております。
7. 外貨建資産・負債については、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 89,752 百万円あります。

9. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理 |
|----------|---|

12. 役員退職慰労金引当金は、役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

なお役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、前事業年度の下期より、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労金引当金として計上する方法に変更しました。

13. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第 42 号平成 19 年 4 月 13 日）が適用されることに伴い、当中間期から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べその他の経常費用が 68 百万円増加し、税引前中間純利益は 68 百万円減少しております。

14. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

15. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

16. ヘッジ会計の方法は、金利スワップが資産又は負債に係る金利の受払条件を交換することを目的として利用しており、資産又は負債と金利スワップの想定元本、利息の受払条件(利子率、利息の受払日等)及び契約期間がほぼ同一であり、一体と見られる取引についてのみ、金利スワップの特例処理を採用しております。

17. 消費税及び地方消費税(以下消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

18. 関係会社の株式総額 1,231 百万円

19. 関係会社に対する金銭債権総額 4,436 百万円

20. 関係会社に対する金銭債務総額 4,741 百万円

21. 有形固定資産の減価償却累計額 11,868 百万円

22. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,424 百万円

23. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により所有しております。

1. 取得原価相当額 動産 2,773 百万円

その他 523 百万円

合計 3,296 百万円

2. 減価償却累計額相当額 動産 1,357 百万円

その他 202 百万円

合計 1,559 百万円

3. 期末残高相当額 動産 1,415 百万円

その他 320 百万円

合計 1,736 百万円

4. 未経過リース料 1 年内 578 百万円

期末残高相当額 1 年超 1,246 百万円

合計 1,824 百万円

5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 338 百万円

減価償却費相当額 294 百万円

支払利息相当額 50 百万円

6. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分の方法については、利息法によっております。

24. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,218 百万円、延滞債権額は 16,935 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

25. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 2,300 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

26. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 5,701 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の

返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

27. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,156百万円であります。

なお、24. から27. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

28. 住宅ローン債権証券化(RMB S - Residential Mortgage Backed Securities)により、組成した優先受益権及び劣後受益権58,570百万円を継続保有し、「貸出金」に57,742百万円、現金準備金として「現金預け金」に827百万円を計上しております。

また、貸出債権証券化(CLO - Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当期末残高総額は3,295百万円であります。なお、当行はCLOの優先受益権50百万円を継続保有し、「買入金銭債権」に計上し、また、劣後受益権643百万円を継続保有し、「貸出金」に計上しております。

29. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,913百万円であります。

30. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	17,872百万円
定期預け金	13百万円

担保資産に対応する債務

預金	604百万円
----	--------

上記のほか、内国為替決済等の代用として、有価証券18,787百万円、30,000百万円のコミットメントライン設定の担保として、住宅ローン債権証券化による優先信託受益権40,319百万円を差し入れております。

子会社の借入金の担保として、有価証券499百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は892百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替はありません。

31. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める 固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	3,666百万円

32. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,750百万円が含まれております。

33. 社債は、劣後特約付社債であります。

34. 「その他負債」中の「その他の負債」には、八幡駅前支店に係る土地収用代金として、未決算特別勘定14百万円が含まれております。

35. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は4,490百万円であります。

36. 1株当たりの純資産額 11円67銭

37. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下39.まで同様であります。

売買目的有価証券

中間貸借対照表計上額	19百万円
当中間期の損益に含まれた評価差額	0百万円

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	8,851 百万円	13,345 百万円	4,493 百万円	4,997 百万円	504 百万円
債券	95,949	95,234	715	174	889
国債	69,989	69,248	740	70	811
地方債	7,208	7,223	14	22	7
短期社債	-	-	-	-	-
社債	18,751	18,762	10	81	70
その他	9,576	10,769	1,193	1,430	237
合計	114,377	119,349	4,971	6,603	1,631

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 1,652 百万円を差し引いた額 3,318 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間期において、その他有価証券で時価のある株式について 392 百万円減損処理を行っております。

減損処理については、期末月 1 カ月の平均時価が取得原価から 50%以上下落した銘柄は一律、期末月 1 カ月の平均時価が取得原価の 30%以上下落した銘柄は一定期間の時価推移を勘案し、また期末日の時価が取得原価対比下落した銘柄は一定期間の時価推移及び当該発行会社の業績・信用リスク等を勘案して行っております。

38. 当中間期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
10,900 百万円	1,256 百万円	26 百万円

39. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額
子会社株式	
子会社株式	1,231 百万円
その他有価証券	
非上場株式	411 百万円
事業債（私募社債）	7,157 百万円

なお、当中間期において、その他有価証券中の非上場株式について 148 百万円減損処理を行っております。減損処理は、時価相当額（一株あたり純資産）が取得原価から 50%以上下落した銘柄が対象であります。

40. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
債券	34,569 百万円	29,397 百万円	23,498 百万円	14,926 百万円
国債	28,282	15,286	10,753	14,926
地方債	339	1,757	5,126	-
短期社債	-	-	-	-
社債	5,948	12,353	7,618	-
その他	-	-	-	-
合計	34,569	29,397	23,498	14,926

41. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、30,084 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 16,493 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

上記以外に個人預金者向けの総合口座取引に係る融資未実行残高が 136,978 百万円あります。

42. 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成 14 年 8 月 9 日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 6 号平成 15 年 10 月 31 日）を平成 17 年 9 月期から適用しております。これにより税引前中間純利益は 111 百万円減少しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

43. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	31,138百万円
減価償却費	238百万円
税務上の繰越欠損金	3,731百万円
賞与引当金	132百万円
有価証券償却	1,384百万円
投資損失引当金	30百万円
その他	<u>10百万円</u>
繰延税金資産小計	36,665百万円
評価性引当額	<u>24,892百万円</u>
繰延税金資産合計	11,773百万円
繰延税金負債	
退職給付引当金	227百万円
その他有価証券評価差額金	<u>1,652百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>1,880百万円</u>
繰延税金資産の純額	9,893百万円

44. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

中間損益計算書の注記

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	47百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	8百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	4百万円
役務取引等に係る費用総額	196百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	528百万円

3. 1株当たり中間純利益金額 14円03銭

4. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 5円57銭

5. 「その他の経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,575百万円、株式等償却541百万円を含んでおります。

6. 特別利益は、償却債権取立益250百万円であります。

7. 当行は、次の資産について減損損失を計上しております。

地域 滋賀県内

主な用途 店舗 6カ所

種類 土地、建物、動産

減損損失額 土地 12百万円

建物 93百万円

動産 4百万円

当行は、原則として管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングを行っております。また、本部、事務センター、寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

このうち、上記の店舗の統廃合により廃止を行ったもしくは廃止が決定している稼働資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計111百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当中間期において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価等に基づき算出しております。

中間株主資本等変動計算書の注記

注 1. 当行の自己株式の種類及び株式数は、次のとおりであります。

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	275,572	43,596	2,568	316,600	1
種類株式	-	-	-	-	
合計	275,572	43,596	2,568	316,600	

1 株式等の増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少は単元未満株式の買増請求によるものです。